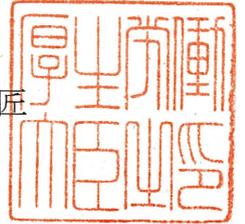


厚生労働省発生食0517第4号  
令和元年5月17日

薬事・食品衛生審議会  
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮 問 書

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

次に掲げる成分又は物を、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物として厚生労働大臣が指定することについて

- 1 プエラリア・ミリフィカ
- 2 ブラックコホシュ
- 3 コレウス・フォルスコリー
- 4 ドオウレン